

宮城県公報

発行 県
 宮城 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

宮城県知事 村井嘉浩

起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年十一月六日

(1) 平成24年11月6日 火曜日 宮城県公報

告示		目次	ページ
○県営土地改良事業換地計画の縦覧			
○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧(二件)			
○漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出			
○道路の区域変更			
○道路の供用開始			
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告			
○教育委員会定例会の開催	教育委員会		
○選舉管理委員会			
○不在者投票を管理すべき施設の指定等			
○富城県告示第八百六十五号			
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業尾松第2地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。			
なあ、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から			
○富城県告示第八百六十六号			
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。			
なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てができる。			
平成二十四年十一月六日			
一 森林計画区の名称	宮城県知事 村井嘉浩		
富城北部森林計画区			
二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所			
宮城県庁(農林水産部林業振興課)、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所(栗原地域事務所を含む)、宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む)及び宮城県氣仙沼地方振興事務所			
三 縦覧期間			
○富城県告示第八百六十七号			
平成二十四年十一月六日から平成二十四年十一月三日まで			
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。			
なあ、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を			

付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十四年十一月六日

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

総覽場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

三
所
學
問

平成二十四年十一月六日から平成二十四年十一月三日まで

○印鑑圖說

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査書を平成二十四年十一月六日から平成二十四年十一月二十日まで縦覧に供する。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事
村井嘉治

届出事項

発起人の住所及び氏名

氣仙沼市入沢一一番九号

六 氣仙沼市南郷二十七番地十

卷之三

六番地

氣仙沼市唐桑町上小鰐五十番地五

三浦
理市

			八号) 第五条第一項の規定により、漁船損 傷の規定による同意を求めるための事前 ごおり告示し、当該届出に係る指定漁船調 査口まで縦覧に供する。
業協同組合 唐桑支所	宮城県知事　村井嘉浩	縦覧場所	項目 等補償法第百十三条 申出をする漁業協同組合
氣仙沼市唐桑町馬場番二十五号 氣仙沼漁業協同組合			業協同組合
氣仙沼市唐桑町馬場前八 百七十六の一 宮城県漁業協同組合			地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興 二口まで

石巻市北上町十三浜字小泊 二十六	佐々木克弥	石巻市北上町十三浜字山居 四十の二	西條 剛	石巻市尾崎字弘象二十二の 十一	小川 滋夫	石巻市尾崎字弘象二十二の 十一	西村 久治	石巻市尾崎字弘象二十二の 十一
石巻市泊浜泊五十一 安住留治郎	渥美 克之	石巻市泊浜泊五十一 番地一	渡辺喜代壽	石巻市渡波字中三勺一 番地九 十	阿部 富士男	石巻市鮫浦細田十番地二	渡邊 公男	石巻市前網浜前網九
石巻市泊浜泊五十一 松川 繁一		谷川加入区		鮫浦加入区		前網加入区	坂本 俊一	石巻市寄磯浜前浜五十番地
加入区	牡鹿町泊浜	石巻市谷川浜中井道二十二 番地一		石巻市鮫浦細田三十一番地	鈴木 忠彦	石巻市前網浜前網十八	渡邊 孝義	石巻市寄磯浜前浜八十二番 地
宮城県漁業協同組合		富城県漁業協同組合		富城県漁業協同組合		富城県漁業協同組合		富城県漁業協同組合
石巻市泊浜泊二十五 の一 宮城県漁業協同組合		石巻市泊浜泊二十一 番地一		七の一 宮城県漁業協同組合	鮫浦支所	石巻市前網浜前網六 宮城県漁業協同組合	坂本 俊一	石巻市長面字平六一 の三 宮城県漁業協同組合
泊浜支所		石巻市谷川浜中井道 十三の四 宮城県漁業協同組合		石巻市谷川浜中井道 十三の四 宮城県漁業協同組合	谷川支所	石巻市鮫浦浜畑二十 宮城県漁業協同組合	渡邊 孝義	石巻市長面字平六一 の三 宮城県漁業協同組合

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の従覧に供する。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事
村井嘉浩

県道	種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
馬籠志津川	本吉郡南三陸町志津川磯の沢三番一地先から同郡同町志津川磯の沢五番二地先まで	平成二十四年十一月六日	

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す

一
ノ
レ
ト
ル
事
類

- | 宮城県知事 | | 村井嘉浩 | 平成二十四年十一月六日 |
|--|-----------------------------------|------|-------------|
| 一 入札に付する事項 | | | |
| 1 調達案件及び数量 | 平成二十四年度宮城県建設工事等電子入札システムASPサービス提供他 | 業務 | 一式 |
| 2 調達案件の仕様等 | 入札説明書及び仕様書による。 | | |
| 3 履行期間 | 契約締結の日から平成三十年三月二十九日まで | | |
| 4 履行場所 | 宮城県内ほか | | |
| 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項 | | | |
| その関係方面は、平成二十四年十一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。 | | | |
| 平成二十四年十一月六日 | | | |
| 三 道路の種類 県道 | | | |
| 四 道路の区域 | | | |

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者

- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

4 平成十一年三月三十日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十一号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一

○宮城県告示第八百七十号

- 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
- なお、入札に参加しようとする者の使用者として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といふ。）である場合又は暴力団員が経常的に事実上參加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第一号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不當に利用していると認められるとき。
- 8 開札時において、次に掲げる認証制度の認証又は認定を受けていること。
- (一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度
- (二) プライバシーマーク制度
- (三) LGWAN・ASPファシリティサービス
- (四) LGWAN・ASPアプリケーション及びコンテンツサービス
- (五) LGWAN・ASPホスティングサービス
- 9 過去二年以内に公共機関とシステム開発に係る委託契約（契約額二千万円以上に限る。）又はASPサービス提供委託契約を締結し、かつ、これらをすべて履行（現在契約中のASPサービス提供委託契約においては一年以上履行）した実績を（企業連合の場合は、いずれかの構成員が）有していること。
- 10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。
- (一) すべての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。
- (二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。
- 11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一・二二一・三三三三五）へ平成二十四年十一月十一日（月）午後五時までに申請すること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一號
- 宮城県出納局契約課 工事契約班（電話〇二二一・二二一・三三三三六）
- 2 入札説明書及び入札参加申請書の交付期限
- (一) 平成二十四年十一月六日（火）から同年十一月九日（金）までの午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。
- (二) 入札説明書及び入札参加申請書の交付方法 1において配布する。
- 3 入札参加資格の確認等

- (+) 入札参加を希望するものは、次に掲げる書類(へりょう)配布する様式による。を持参の上提出し、IJの業務に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならぬ。
- (+) 入札参加資格確認申請書
- (+) 認証制度の認定及び公共機関発注のシステム開発に係る委託契約の実績等
- (+) 索件確認書及び誓約書
- 4 入札参加申請書類等の提出期限及び提出場所等
- (+) 平成二十四年十一月十四日(水)の午後五時まで
- (+) 提出場所 → 同じ
- 5 入札参加資格の審査等
- (+) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行つたものに対する結果を通知する。
- (+) 入札参加資格有資格者と認められなかつた者は、その理由について書面で問い合わせをわるゝことかでよい。
- (+) IJの説明を求めるものとするときは、その旨を記載した書面をIJのへりょう記載の押印欄へ提出しなければならない。
- 6 入札書の提出期限及び場所
- (+) 日時 平成二十四年十一月二十日(火)午後五時まで
- (+) 郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便にて提出期限まで到達するものとす。
- ただし、入札書を持参する場合は、その開札日の五時までとする。
- (+) 提出場所 → 同じ
- (+) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても取扱しない。
- 7 開札の日時及び場所
- (+) 日時 平成二十四年十一月二十一日(水)午前十一時(午前十時五十分開場)
- (+) 場所 鹤城県仙台市青葉区本町二丁目八番一号 鹤城県行政庁舎1階 第一入札室
- 四 入札に参加することができる者
- 1 一般に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第一条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公司に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の四に相当する金額を入札書に記載するものとす。
- 6 落札者の決定方法 本公司に示した業務を履行できるか知事が判断した入札者であつて、定価を制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするとの有無 無
- 8 契約書作成の要領 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 IJの入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行つ。IJの入札に係る調達案件について翌年以降の歳出予算が不成立となつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 11 詳細は入札説明書による。
- 六 概要
- 1 Item(s)/Service(s) Required : Application Service Provider(ASP) service for electronic bidding system related to construction and other work
- 2 Period of Contract : From the contact conclusion date to March 29, 2018
- 3 Place of Delivery: Within Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid: Tuesday, November 20, 2012, 5:00 p.m.
- 5 Contact Information : Construction Contracts Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Miyagi, 980-8570 Japan
TEL: 022-211-3336
- 6 Language and currency used in contract procedures : Japanese and Japanese yen only
- 教 育 県 公 報
- 鶴城県教育委員会告示第二十一号
地方教育行政の組織及び運営に係る法律(昭和三十二年法律第六十六号)第十二条の規定による。

り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。

平成二十四年十一月六日

宮城県教育委員会

委員長 庄子晃子

一日 時 平成二十四年十一月十四日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三事件

1 職員の人事について

四傍聴者の定員

十二人

五傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○富選管告示第百十八号

富城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のよつて定める。

平成二十四年十一月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

富城県公職選挙執行規程（昭和三十一年富選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別養護老人ホーム万葉苑の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームつづじの郷

同 市蛇田字小斎九番地三

この告示は、平成二十四年十一月六日から施行する。

附則